

大阪広域水道企業団と門真市との水道事業の統合に関する基本協定書

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と門真市（以下「乙」という。）との水道事業の統合に関し、別添の「統合案」に基づき、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 業務の一元化等による水道事業の業務の効率化等を推進することにより、利用者サービスの維持・向上、給水安定性の向上及び運営基盤の強化を図り、住民に対して安全・安心な水を安定的かつ安価に供給することをめざす。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、令和9年4月1日とする。

（統合の方法）

第3条 甲は、乙の水道事業を承継し、経営を行うものとする。

2 乙は、乙の経営する水道事業を廃止するものとする。

（統合の条件）

第4条 甲及び乙は、「企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件」を遵守するものとする。

（事業運営体制）

第5条 統合時は、乙の職員を甲へ身分移管又は派遣することにより、事業運営体制の維持を図ることとする。

（経費の負担）

第6条 甲が乙から承継した水道事業の経営に要する経費は、甲の負担とする。ただし、消火栓に要する経費その他の甲の負担とすることが不相当と認められる経費については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 甲及び乙は、甲が乙から承継した水道事業の健全な発展及び水道サービスの向上を図るため、水道事業の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和8年8月10日

甲 大阪広域水道企業団

代 表 者

大阪広域水道企業団企業長 永 藤 英 機

乙 門真市

代 表 者

門真市長 宮 本 一 孝